

『指定通所介護』重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定第4370300438)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人寿栄会
- (2) 法人所在地 熊本県人吉市下城本町1519番地の2
- (3) 電話番号 0966 (22) -1112 FAX 0966 (22) -1113
- (4) 代表者氏名 理事長 外山博之
- (5) 法人設立年月日 平成7年9月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護
熊本県 指定第4370300438号
- (2) 指定年月日 平成20年4月1日
- (3) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
- (4) 施設の名称 通所介護事業所デイサービスセンターあいせい
- (5) 施設の所在地 熊本県人吉市下城本町1519番地の2
- (6) 電話番号 0966 (24) -8011 FAX 0966 (22) -1113
- (7) 事業所長（管理者）氏名 永岡 ちえ子
当事業所の運営方針 事業所の職員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話・支援及び機能訓練を行う。
- (8) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日	※12月31日～1月2日まで年末年始休業
受付時間	月曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	月曜日～土曜日	午前9時30分～午後4時00分

- (9) 利用定員 35人
- (10) 事業所等までの主な交通手段 施設送迎車両にて送迎

3・職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 (職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

職 種	常 勤		非常勤		業務内容
	専任	兼務	専任	兼務	
1. 事業所長 (管理者)		1名			事業所と職員の管理及び業務の管理
2. 生活相談員	1名	1名			日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
3. 介護職員	3名	1名	6名	2名	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
4. 看護職員			1名	2名	バイタルチェック、健康管理や療養上の世話日常生活上の介護等
5. 機能訓練指導員	1名			1名	利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止する。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合があります。 |
|---|

〈サービスの概要〉

- ① 入 浴
 - ・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ② 排 泄
 - ・ ご契約者の排泄の介助を行います。
- ③ 生活指導
 - ・ 利用者の生活面での指導・援助を行います。各種レクリエーションを実施します。
- ④ 健康チェック
 - ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- ⑤ 相談及び援助
 - ・ 利用者とその家族からのご相談に応じます。

〈サービス利用料金 (1回あたり)〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(各利用者の負担割合の額)をお支払いください。(下記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

通所介護費 (基本部分)

(円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9010	10080
2. うち、介護保険から給付される金額	5,256	6,201	7164	8,109	9,072
3. サービス利用に係る自己負担（1－2）	584	689	796	901	1008

加算 通所介護（一日につき）

種 類	利 用 料
入浴加算	40 円／日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	56 円／日
個別機能訓練（Ⅱ）	20 円／月

- 科学的介護推進体制加算 40 円／月
- 利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算 △94 円／日
- 送迎を行わない場合 片道△47 円
- サービス強化体制加算（Ⅰ） 22 円／日
- 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）算定した額×9.2%

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供（食材料費含む）

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1 回あたり 550 円

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表による、栄養士並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼 食 正午～午後 1 時

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと実施地域を越えた地点からの送迎費用として、下記料金をいただきます。

実施地域は人吉市・球磨地区です。実施地域を越えた地点から往復1kmあたり10円

③ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

⑤ 時間延長料金

利用者の選定により指定通所介護に通常要する時間を超える場合は1時間当たり500円ご負担いただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、「利用料の口座振替依頼書」による口座引き落としとなり、ご指定の銀行口座より毎月28日に自動引き落としとなります。(祝休日の場合は直前の平日)

(4) 利用の中止・変更・追加

- ・ 利用予定日の前にご契約者の都合により、通所介護・介護予防サービスの利用を中止又は、変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業者の稼働状況により契約者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5. 緊急時における対処方法

職員は通所介護を実施中に利用者の病変の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

6. 秘密保持

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を漏らしません。又その必要な措置を講じます。

職員であった者に、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

7. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 職名 生活相談員 氏名 正岡 幸代

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分